

令和7年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(25日目)

令和7年3月21日(金)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第 2 号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 3 号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 4 号 永平寺町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 6 号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 7 号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 8 号 永平寺町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 9 号 永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第10号 永平寺町農業構造改善センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第11号 永平寺町上志比地域振興センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第12号 永平寺町松岡多目的集会センター条例を廃止する条例の制定について
- 第12 議案第13号 永平寺町吉野公民館条例の制定について
- 第13 議案第14号 永平寺町御陵公民館条例の制定について
- 第14 議案第15号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

- 第15 議案第16号 永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第17号 永平寺町水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第18号 永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第19号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第20号 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第21号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第22号 永平寺町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第22 議案第23号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第23 議案第24号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第24 議案第25号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第25 議案第26号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第26 議案第27号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について
- 第27 議案第28号 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について
- 第28 議案第29号 令和7年度永平寺町一般会計予算について
- 第29 議案第30号 令和7年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第30 議案第31号 令和7年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第31 議案第32号 令和7年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第32 議案第33号 令和7年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について
- 第33 議案第34号 令和7年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について

- 第34 議案第35号 令和7年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第35 議案第36号 令和7年度永平寺町下水道事業会計予算について
- 第36 議案第37号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について
- 第37 議案第39号 損害賠償の額を定めることについて
- 第38 議案第40号 上志比文化会館ホール天井改修工事（建築）の請負契約締結について
- 第39 議案第41号 緑の村ふれあいセンター体育館天井改修工事（建築）の請負契約締結について
- 第40 議案第42号 永平寺町副町長の選任同意について
- 第41 発委第 1号 永平寺町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第42 請願第 1号 選択的夫婦別姓制度をただちに導入することを求めるよう国に意見書採択を求める請願書
- 第43 請願第 2号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願
- 第44 請願第 3号 ガザの恒久停戦のための積極的外交活動を日本政府に要求する意見書の提出を求める請願
- 第45 請願第 4号 従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の請願
- 第46 陳情第 1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第47 委員会の閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

- 1番 中村 勘太郎 君
- 2番 長岡 千恵子 君
- 3番 川崎 直文 君
- 4番 朝井 征一郎 君

5番	清	水	紀	人	君
6番	金	元	直	栄	君
7番	森	山		充	君
8番	清	水	憲	一	君
9番	滝	波	登喜男		君
10番	齋	藤	則	男	君
11番	上	田		誠	君
12番	松	川	正	樹	君
13番	楠		圭	介	君
14番	酒	井	圭	治	君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町				長	河	合	永	充	君
副		町		長	北	川	善	一	君
教		育		長	竹	内	康	高	君
消		防		長	宮	川	昌	士	君
総		務	課	長	多	田	和	憲	君
契	約	管	財	課	朝	日	清	智	君
総	合	政	策	課	清	水	智	昭	君
えい	住	支	援	課	深	水	正	康	君
建		設	課	長	竹	澤	隆	一	君
農		林	課	長	島	田	通	正	君
防	災	安	全	課	吉	田		仁	君
商	工	観	光	課	江	守	直	美	君
上	下	水	道	課	勝	見	博	隆	君
福	祉	保	健	課	高	嶋		晃	君
住	民	税	務	課	吉	川	貞	夫	君
学	校	教	育	課	山	口	健	二	君
生	涯	学	習	課	吉	田	正	幸	君
子	育	て	支	援	池	端	時	枝	君

会 計 課 長 波多野 清 志 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 清 水 和 仁 君

書 記 酒 井 春 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開議)

～開 会 宣 告～

○議長（酒井圭治君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに25日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日、傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第2号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 日程第1、議案第2号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第2号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第２ 議案第３号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第２、議案第３号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

議案第３号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第３ 議案第４号 永平寺町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第３、議案第４号、永平寺町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第4号、永平寺町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第4、議案第5号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第5号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第6号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第5、議案第6号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

議案第6号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第7号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第6、議案第7号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第7号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第8号 永平寺町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第7、議案第8号、永平寺町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第8号、永平寺町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について
の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第9号 永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例
の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第8、議案第9号、永平寺町松岡福祉総合センタ
ー条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第9号、永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定
についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第10号 永平寺町農業構造改善センター条例の一部を改正する条
例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第9、議案第10号、永平寺町農業構造改善センター条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第10号、永平寺町農業構造改善センター条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第11号 永平寺町上志比地域振興センター条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第10、議案第11号、永平寺町上志比地域振興センター条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第11号、永平寺町上志比地域振興センター条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第１１ 議案第１２号 永平寺町松岡多目的集会センター条例を廃止する条例
の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第１１、議案第１２号、永平寺町松岡多目的集会
センター条例を廃止する条例の制定について、を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第１２号、永平寺町松岡多目的集会センター条例を廃止する条例の制定に
ついての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第１２ 議案第１３号 永平寺町吉野公民館条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第１２、議案第１３号、永平寺町吉野公民館条例
の制定について、を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第１３号、永平寺町吉野公民館条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第１３ 議案第１４号 永平寺町御陵公民館条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第１３、議案第１４号、永平寺町御陵公民館条例の制定について、を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第１４号、永平寺町御陵公民館条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第１４ 議案第１５号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第１４、議案第１５号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第１５号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第１５ 議案第１６号 永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第１５、議案第１６号、永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第１６号、永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第１６ 議案第１７号 永平寺町水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第１６、議案第１７号、永平寺町水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第17号、永平寺町水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第17 議案第18号 永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第17、議案第18号、永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第18号、永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第18 議案第19号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第18、議案第19号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第19号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第19 議案第20号 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第19、議案第20号、永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第20号、永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第20 議案第21号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第20、議案第21号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

自由討議の提案があります。賛成者ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 自由討議に入ります。

なお、自由討議についての実施要項4の（2）に基づき、発言は5分以内の3回までとします。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 条例改正案について理解というか、納得ができない立場から議員各位のご意見をお聞きしたいと思い、自由討議をさせていただきます。

条例は法令に基づき、その町の運営や規律を定めるものであります。住民の福祉の向上を図り、住民を守るものであり、住民のために住民の意向を尊重しなければならないものと思います。すなわち、住民が賛同する内容か十分に検討する必要があり、違法性がないかも考え、住民の不利益とならないような条例を制定するものであります。すなわち、住民の代表である審議する議会の役割は大事な

ことではないでしょうか。

今回の改正案を見ると、永平寺支所を地域づくり応援課に改め、上志比支所を削除する条例であります。説明では、支所を廃止するものではないとのことですが、私にはこれまでの支所は町長直轄の一つの出先機関であったものが、単なる附属施設に変わるものと解釈します。この条例が公布されると地域の人たちはどのように感じられるのでしょうか。例えば、これまで住民が支所に申入れ、支所はそれを町長に上げてくという流れが、住民が支所に申し入れて、支所が今度は地域づくり応援課に上げて、それから町長に上がるという流れになると思います。この改正条例案はまた単純に見ると、行く行くは支所がなくなるのではと思われるような改正案でもあります。この議会に突然のように提案された条例の改正であり、今強引にこの条例を認めることに抵抗を感じます。改正の趣旨は十分に理解できますが、地域住民の心を逆なですることなく、要旨について時間をかけ、町民に対し十分な説明を果たし施行すべきではないでしょうか。地域にとって条例の本文の中から名が消えることは寂しく、悲しいものでもあります。町村合併時、旧松岡町の人たちは、松岡の名を残したいとの願いから、松岡の名を残し今に来ております。地域住民の理解を求めるためにも、説明にもう少し時間をかけるべきと思い、私の考えを申し上げます。

賛成また反論等があればお伺いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 今齋藤議員が述べましたその内容を聞いていますと、至極もつともだと思って私も聞いていました。

ほんとに、この条例から支所をなくすということになる条文の変更についてはほんとに問題だと思います。特に町長の権限に属する事務を分掌する、そういう2条のところから支所がなくなる。形として支所は残るっていう話もありますけれども、そうはなっていないのではないかと思います。

特に、上志比支所についてはなくなる。永平寺支所は地域応援課ということですが、支所の設置条例の中での問題だけではありません。一つは、合併のときに争点の支所を残すかどうかは大きな争点の一つでもありました。けれども、皆さんの論議の中で地域のためには、支所を残すべきだという結論になってきたわけです。2つ目には、災害時の拠点として、また、能登の地震の教訓からも、旧自治体としての形、地域、また学校区としての問題等を考えると、やはりそういう

体制といいますか、地域の体制が取れていなくなると大変になると。周辺地域で生活している人々の希望すら、打ち砕くものにつながってしまうのではないかという心配があります。その支所を支所の設置の根拠条例からなくすということについては、私はやはり認められないということで、皆さんにぜひそうではないというご意見があったら、いろんな説明をお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 支所をなくすということの反対、反対というのですか、についての皆さんのご意見があまり出てこないのですが、私もいろんな方が話したように、お二人方も言っていますが、その支所、2条のところは町長の権限に属する課及び支所ということで、支所の位置づけは明確に規定されているわけですね。それが今回ですと文章ですと、その支所を削り、それぞれ地域づくり応援課に改めるとなっています。3条のところにその地域づくり応援課の内容の中に、支所の役割の文章が入っています。ということは、その2条での位置づけが全く消される。そのいろんな事に対して住民の感情であるとか、いろんな課題については今齋藤議員、それから金元議員が言うように、多々問題はあるって私は思っています。やはりこれは住民の方々、特になくなる地域の方々の理解を得ないと始まらないのと私は思っていますので、ぜひともそこら辺りはもっと納得のいくっていうよりも、時間をかけて説明する必要があると思っています。地域づくり応援課のその地域をどのようにして活性化し、また継続的に支える、そこが必要。それはいろんなところがあります。農林課もあれば住民生活課もあれば、子育てある、そういう形の全て、それからそれに付随する団体の調整連絡取りながらそれに特化するということに関しては何ら問題ありませんし、今までいろんなときをお願いしてきた内容でありますので、その課の設置についてはもう何ら手を挙げて応援するものでありますが、支所をなくすってということに関しては、やはりその住民の側から立つと、非常に課題があると思いますので、ぜひ時間をかけて審議していただきたいと私思うわけですが、ほかの議員さんの皆さんはどのように考えていらっしゃるか、もしもあったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

5番、清水紀人君。

○5番（清水紀人君） 私は永平寺町が20年前に合併しまして、そのとき同じように永平寺町商工会も20年前ほどに合併をしております。そこでそのときから私

はオール永平寺という考えの中、行動してまいりました。その上志比、永平寺、松岡隔たりなくオール永平寺という考えでいろいろ先ほども言いましたが、物事を考えてくる中で、今回の地域づくり応援課が新設されることは大変素晴らしいことと考えております。そして、その時代に合った適切な課の設置だとも思っております。その中でこれは住民サービスを低下させるものではなくて、支所機能を低下させるものではないと思っております。今後、この地域づくり応援課がさらに飛躍することにより、地域の課題を解決し、それが永平寺町の課題解決、飛躍にもつながっていくことと思っております。

私は条例の中から永平寺支所、上志比支所をなくし、地域づくり応援課にするということはシンプルであって、町の飛躍につながると思っております。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今清水議員から支所機能がなくなる、弱くなるものではなしに強化することにつながって、シンプルでいいのでないかっていう話もあったりするご意見も出ました。そういう状況を聞いていると、また議会でも十分論議しつくされていないという状況があると思います。ぜひ、この案件、条例改定については、議会のどこかの委員会に付託することによって継続審査にさせていただきたいとは思っているところです。そういう意味では特に議会全体で論議するという意味では、ほかの改廃にもつながりますから、議会行政改革特別委員会での継続審査を求めていると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

13番、楠君。

○13番（楠圭介君） 先ほど齋藤議員や金元議員の発言もあったように、これまで、住民が支所に要望事項を上げて、そこから町長ないし役場にというのが確かに昔はというか、合併前後はそうなのが一番普通だったかと思うのですが、20年経過して今はこの地域運営組織といいますか、地域運営組織の充実を世の中は、地域運営組織から町長や行政に要望を出してくという世の中の流れになってきていると思います。現に永平寺町もそのようになってきていると思います。合併前後を深く知る議員や、住民の方のその感情論といいますか、そういうのは理解できなくはありませんが、それをぶり返すことによって、やっとな芽が出つつある新しい流れというのを止めてしまう可能性もあると思いますので、私は今回の条例改正には賛成の立場を取ります。

○議長（酒井圭治君） 10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） いろんなご意見ありがとうございます。

私は必ずしもこの条例に反対というのではなく、条例は住民のためのものの制定です。だから住民が賛成する内容かどうか。賛成っていうより理解されているかどうか。それにもう少し時間をかけていただきたいという願いです。地域振興課なり、そういうようなところで、こういう具合にして、これからは合併して20年もたった、いよいよ人間でいえば大人になるのです。いろんなことで制度の今楠君が言ったとおりするのは必要だと思いますが、もう少し地域住民の方にこのようにこれからはしていきますよと、変わりますよと。だから何か支所がもうなくなっちゃうのでという。我々は分かりました、いろんなご説明を聞いて、支所はなくさない、機能は残すというようなことで説明を受けてきましたが、もう少し地域住民の方に説明をされるべきでない。そのためにもう少し時間をかけてはというお願いでございます。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

5番、清水紀人君。

○5番（清水紀人君） 今齋藤議員言われました、もうちょっと住民の方に意見を聞いてもいいのではないかとということですけども、これは永平寺支所、上志比支所というのを第2条から取って地域づくり応援課にするというものであります。第3条では支所という言葉も出てきており、住民に説明するというよりも、これは行政が住民サービスを行いやすくするものと感じております。行政からも何度も何度も説明をいただきまして、そこはサービスを低下させるものではなく、住民サービスを向上させるためにやるということで認識しております。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） まず、楠議員、それから清水議員の発言もありました。それで、私、皆さんはどう思われるかあれですが、2条に支所を置くと書いてあるのと、3条の地域づくり応援課の中に永平寺支所、上志比支所のその受付業務がありますよっていう位置づけとは、私は別個のもんだと考えています。その地域づくり応援課そのものは、今ほどいろんな形で少子高齢化、それからいろんな地域の課題解決、そういうものをするために、それをまたそこへいろんな団体、例えば振興会であるとか、それぞれの団体を応援するために、地域づくり応援課というところで、今までの生涯学習課であるとか、いろんな先ほど出たそれぞれの課の中の所管の中の連携を取りながらそれを充実してく。ある意味では特化して

そういうものに加えていかないと、今後のいろんな形での地域づくりってということ言っているわけです。2条における先ほども言いましたように、課と支所という置くものを、その行政組織の中に置きますよって言っているのと、今ほどどういう形でその充実していこうかっていうのとは別もんであって、あくまでもその支所という概念を、その行政機関の中から削るよと、なくすよということにつながる。それは今ほど齋藤議員であるとか、その合併をそのとき直面した私もその1人ですが、やはりその住民の方々の意識であるとか、それからそれぞれの地域の地理状況であるとか、そういうものから鑑みると、一足飛びにその支所という概念をなくすということに対して違和感がある、ぜひそこら辺りは丁寧をお願いしたいというふうに思っているわけです。ですから、その今いう地域づくり応援課、そういう形での課の設置については、もろ手を挙げて賛成します。ただ、支所を削るということに関しては、いささか非常に課題が大きいのでないか。それは私だけじゃなくて、住民の中のいろんな方々もそう思うのでないかということから、その支所機能をなくすということに対しての懸念を申し上げているわけです。

皆さん、議員さんいろいろいらっしゃいますが、そういう概念をぜひ分かっていただければと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

5番、清水紀人君。

○5番（清水紀人君） これはもうほんとにあくまでも、行政の組織条例の一部改正という部分での地域づくり応援課というこの新設で、この条例というのはそれを分かりやすくしたものであって、そのサービスというのは上田議員も変わらないということで考えているようですけども、あくまでも条例は分かりやすく、サービスは向上させるという意味でのこの条例改正だと思っています。

○議長（酒井圭治君） ほか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 最後で言いますが、清水議員のおっしゃっていることも分からんではないですが、条例だけの問題で私はないと思っています。先ほど齋藤議員が何度も力説しましたように、その条例というものは住民のための住民の福祉の、そういうところから発生した条例です。それはただ機構内の組織改革だけでそれが事済むものではないと私も思います。そういう面での配慮が必要ですよということを強く言っているわけで、ただ単なる文章上のところでその内容につ

いてそういうものについては、機能を充実させているからオーケーですよという形で私はさらさらないので、全く別個のものと捉えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

9 番、滝波君。

○9 番（滝波登喜男君） 新しい機構改革ということですからその狙いもあるのだろうと思います。条文から見ますと各種団体、自治会、各課の連携とかってというのが新しく加わっているのですが、多分そんなことは今までも支所がやっていたのかなって思われるわけです。ただ、総務課長は首振っていますのでやってないということで。どこかがやっていたということですよ。それをこちらでやるということの中で、もう少し具体的に、何回も言いますが、新しい課ができた人がいて拠点があって、そして予算がついて、そして事業していくわけですから、その辺もう少し具体的に今までこうやったのが、こうなりますよってというようなのを描ければ、住民とか議員も理解ができてくるのではないかなと思うので、それ、描いた形となっているものを出したほうがいいと思いますので、その辺継続的に審議しようかなとは思っています。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

以上で、自由討議を終結します。

○6 番（金元直栄君） ここで動議出していいでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 討論の前に。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 私は動議の提案。

○議長（酒井圭治君） よろしいですか。

ただいま動議が提出されました。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 現在、審議されております議案第21号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。この2条中から永平寺支所、上志比支所を削るという、いわゆる支所の根拠条例がなくなるという条例であります。今自由討議でもいろんな御意見が出ていますので、そういう意味では議会でも十分論議つくされてないということを私は感じますので、ぜひ、継続審査ってということで、私は議会の中の組織の改廃ですから、行財政改革特別委員会で継続審査を求めたいと思いますが。

○議長（酒井圭治君） ただいま6番、金元君から議案第21号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての件について、議会行財政改革特別委員会へ付託することについての動議が提出されました。

この動議について賛成者はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） この動議は賛成者がありますので成立いたしました。

6番、金元君の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり、議案第21号を議会行財政改革特別委員会に付託することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酒井圭治君） 起立少数です。

したがって、6番、金元君の動議は否決されました。

それでは、討論に入ります。

動議が終わりましたので討論に入ります。

次は討論に入ります。

（発言する者あり）

○議長（酒井圭治君） 10番、齋藤君、討論ですか。

（発言する者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 今回の条例の改正案は、永平寺支所を地域づくり応援課に改め、上志比支所を削除する条例であります。この行政改正案を見ると、永平寺支所がそのまま地域づくり応援課となり、そのまま永平寺地区に設置され、その附属機関として2つの支所が属するものと解釈できます。つまり、これまでの支所が町長直轄から所管課指揮下の属するものとなるものであります。今、なぜか不思議で疑問です。合併時、それぞれの地域の歴史や伝統を尊重するとのことでしたが、私は合併して20年、なぜ今なのか。なぜ条例から支所の名を消さなければならないのか。このままの条例では行政執行において不都合なのか。なぜなのか。その理由が明確に伝わってきません。新たに設置する地域づくり応援課の

ことについての説明は十分に理解できますが、本文から支所名を削除する意図が不明解です。この改正条例案は単純に見ると、行く行くは支所がなくなるのではと思われるような改正案であります。建物自体はなくならないと思いますが不安でなりません。

このことから改正案に反対をいたします。

○議長（酒井圭治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 賛成の立場から発言します。

実態に合った条例改正になっていると思います。法務上も問題ないということなので私は賛成します。

○議長（酒井圭治君） 次に、反対者の発言を許します。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私はこの条例の改定に反対の立場を取ります。

それは先ほども述べさせていただきましたけれども、この本条文の第2条というのは、支所の設置の根拠を示す条例になっていると思います。分かりやすい説明で言えば先ほど齋藤議員が言いましたけれども、条文から見ると永平寺支所を地域づくり応援課にして、上志比支所はなくなるということになります。施設としては残るということを言われていましたが、私はやはりこの間の災害時のいろんな対応のことを考えると、どうしても本町からだけでは行き届かないところが、能登の地震でも指摘されているところです。旧自治体としてのその役割がなくなるということは、非常に大きいことでもあります。それは本町からでは手も目もお金さえも行き届かなくなって、それは復興の遅ればかりでなく、周辺地域で生活している人々の希望すら打ち砕くということを、先ほど指摘させていただきました。やはりそういう地域での人とのつながりというのは、非常に強いものあります。逆に、それを強化していくことこそ、これからのいわゆる自然災害が多様化していると。多発化していると。そういう状況の中で試されてくるのが地域の力。それが大きい役割を果たすのが私は支所だと思っています。そこをなくしてしまうという方向に進む条例の改定には、やはり賛成するわけにはいかないという立場を取ります。

○議長（酒井圭治君） 次に、原案に賛成者の発言を。

1番、中村君。

○1番（中村勘太郎君） 私はこの条例改正に賛成する立場で申します。

改正条例案について両支所を削除されることに議論が集中されているようですが、永平寺支所及び上志比支所名称はこれまでどおり、永平寺事務条例でしっかりと制定されている。今回の条例改正案の目的は新しく地域づくり応援課を置き、課長からも追加説明があったように、全町内全域で両支所の機能をなお一層地域振興行政サービス等充実させるための、全町民の将来に向けた明るい将来に向けた条例改正案だと理解いたします。

よって、今回今条例の改正には賛成をいたします。

○議長（酒井圭治君） ほかに討論はありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 私はこの条例に反対の立場から発言をさせていただきます。

自由討議でもいろいろ申しましたが、今回の2条というところの課と支所の位置づけに何ら明確にされてない。その明確にされてないというのは、その支所という組織体をなくしますよ、削りますよっていうその支所という概念を削除することです。地域づくり応援課、これはまさしく今後の少子高齢化であるとか、いろんな形の人口減少も含めてですね、そのコミュニケーションとかあるとか各種連絡協調とか、そのいろんなところの協調するために、地域づくり応援課を設けることに関しては何ら反対するものではありません。そして、これを見ますと、先ほどいろいろ論議になって賛成の方の論議になっているので、その支所の一条例、要は置いていますよという、その施設条例の中には明記されているからありますよというのと、町長直下権限に送るその行政機関の中の支所というものをなくすというのとは大きな違いがある。例えば、生涯学習課でそれには公民館もあって、公民館に上志比公民館、永平寺公民館とあるよ。それは施設の条例で示されています。しかし、公民館という組織をなくしていますよ。そういうのは2条の中のこの、と相通ずるものです。そしたら2条で公民館っていうのを消してしまう。公民館っていうものをなくして、そして公民館っていう名前の場所なりその施設はある。それは施設設置条例で設けているというのは、と同じです。ということは、公民館っていう一概念をなくすってということと、今回の支所がなくなるということは全く同じだということから、この2条からその支所機能という概念をなくすことに関しては、大きな違いがあるということから、私は反対の立場を取らさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） ほかに討論はありませんか。

5番、清水紀人君。

○5 番（清水紀人君） 私は賛成の立場から発言させていただきます。

まず、防災に関しまして、これはこの永平寺支所、上志比支所がなくなることによって防災の永平寺の機能というのが、サービスの低下するのではなくて、今までどおり防災に関しては継続されるものと思っております。

そして、第2条永平寺支所、上志比支所から地域づくり応援課になり、これは、第3条で地域づくり応援課の中で支所運営に関すること、町管理施設全般の維持管理に関することということで、支所の管理ということも入っております。

そして、その下、各種団体に関すること、自治会、連絡調整に関すること、各課の連携に関すること、その他地域振興に関すること、その下に永平寺支所ということで町民サービスの窓口事業に関すること、その他地域づくり応援課の業務に関すること、その下に上志比支所、町民サービスの窓口業務に関すること、その地域づくり応援課の業務に関すること、ということで明確に出ておりますので、何ら問題はないと思っております。

○議長（酒井圭治君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第21号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての件を起立によって採決します。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酒井圭治君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第21 議案第22号 永平寺町犯罪被害者等支援条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第21、議案第22号、永平寺町犯罪被害者等支援条例の制定について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第２２号、永平寺町犯罪被害者等支援条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第２２ 議案第２３号 令和６年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第２２、議案第２３号、令和６年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第２３号、令和６年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第２３ 議案第２４号 令和６年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第２３、議案第２４号、令和６年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第24号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第24 議案第25号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算
について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第24、議案第25号、令和6年度永平寺町後期
高齢者医療特別会計補正予算について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第25号、令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第25 議案第26号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第25、議案第26号、令和6年度永平寺町介護
保険特別会計補正予算について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第26号、令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件は、
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第26 議案第27号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第26、議案第27号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第27号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第27 議案第28号 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算に

ついて～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第27、議案第28号、令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第28号、令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第28 議案第29号 令和7年度永平寺町一般会計予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第28、議案第29号、令和7年度永平寺町一般会計予算について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それでは、令和7年度の一般会計の予算について反対の立場から討論をさせていただきます。

この予算は私非常に賛成するところも多々あるわけですが、この当初予算は全国的なご存じのように少子高齢化、人口の減少、そういう社会に直面しており、住民生活も円高、そして今の経済不況に伴う円高、それから物価高、円安による物価高、そういうものが、情勢があります。そういう町民生活が困窮している状況にあると私は認識しておりますし、こういう状況にあると思っています。今後、ますますこれがしていく中で、その地域が持続可能で支え合いながら共同の町づくりが求められていると思っております。

これらの課題を解決すべく、今年度の予算において大きく出ています地域づくりに特化した課の設置であるとか、また、子供の子育てをすることも家庭センター、それから健康づくりセンターですね。そういうものの設置というものは非常に評価するものであり、今後応援すると思っております。

また、病児保育の設置であるとか、それから、今言った健康寿命延伸のための今言いましたいろんな機関を設ける。そういうものについては非常に評価をしたいと思っております。商工観光課、情報発信に対応する観光の支援、経済支援、それから防災安全対策の支援、それから先ほど言いましたようにコミュニティの支援など、評価するものは多々あるように思っております。

しかしながら、ここで後の条例にも出てくるわけですが、紙の保険証も廃止である。要は、健康保険証のマイナンバーカードとのヒモづけに対することであります。これはご存じのように、報道の中にある80%近くの方が反対もしくは、それに対する不安を抱えている状況にあります。その使用率も二十数%の低い状況にあると報告されています。それは特に高齢者や要介護者など、弱者に、弱い立場の人々の配慮や、現在のその配慮をするいろんな対応が今後必要になってくるという方針から、やはりそのマイナ保険証の方向性ということに対して、課題があると思います。

2つ目として、小中学校の再編のところであります。北小学校が志比小学校に統合され、志比北小学校の子供たちは志比小学校に通学することになっています。その中で、今年、北保育園の園児がゼロになります。私はこれほど早く北保育園、幼稚園の園児がいなくなってしまう、いなくなるっていうのは通園場所を変えるわけですが、いうことが起きるってことは大きく衝撃を受けました。やはり小学校と保育園はその地域のミニマムインフラとして、あるべきところであると強く思っている次第であります。ですから、その小学校の再編については再度考える必要がある。それから、保育士のなり手不足から、その解消するためにその統廃

合とか民営化をすることで、その不足を解決しようということについては、その努力とか責任を行政からなくしてくっていうふうにつながるものと思っております。ですから、やはり永平寺町が保育、今まで子育ての町という形でその保育をやってきた以上、その独自性であるとかやりがい性の部分をもっと努力すべきであるという点が挙げられます。

4つ目です。地域コミュニティの拠点となる公民館に対しての各種それぞれの施設の専門性を高めている。新たな施設の設置、そういうもの、そういうものに対しては非常に評価していきたいと思っていますし、新たに地域づくり応援課を設置についても非常に期待をしているところであります。しかしながら、その館となる公民館に対する人材とか予算は多市町から見ると、やはり今まだ不十分であると思っています。やはり期待を込めてこれも一つの課題と感じております。

5つ目、これは先ほども論議になりました課の設置であります。支所をなくしてそういう部署をなくしてしまうという、その考え方ですね。そういうものが明確にならずしてそれをなくしてしまうという方向性に対する懸念もあります。

以上の点から、今回の予算については反対の立場を取らざるを得ないという思いであります。

○議長（酒井圭治君） 次に、原案に賛者成の発言を許します。

13番、楠君。

○13番（楠圭介君） 私は令和7年度の一般会計予算について賛成の立場から発言をさせていただきます。

今年はいわゆる団塊の世代が全員75歳以上となり、日本全体において約5人に1人が後期高齢者になります。特に福井県のような地方においては少子高齢化、人口減少の影響がより顕著に出てくることでしょう。行政サービスをできる限り維持していくために、そして目まぐるしいスピードで多様化していく社会に対応していくために、重要なのは行政の体制、地域の体制を柔軟に変化させていくことにあると思います。7年度の取組として、先ほどの地域づくり応援課の設立、こども家庭センターの設立、観光DMOや農村RMO導入への検討、部活動の地域移行への支援といった、新しい取組が随所に盛り込まれており、8年度へ向けてチャレンジする姿勢が感じられます。町長もよく答弁などでおっしゃっているスクラップ・アンド・ビルドの意識だけしっかりと持っていて、失敗を恐れず、未来へつながるチャレンジをどんどん行っていただきたい。

また、喫緊の課題である保育士や給食調理員の人手不足、職務改善への根本的

なてこ入れも含めて、令和８年度へつながる有意義な１年となるよう期待を込め、賛成の立場を取らせていただきます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

６番、金元君。

○６番（金元直栄君） ２０２５年度予算案への討論ですが、次年度予算について学校の体育館へのエアコン導入は、災害時の避難所の環境改善以上に何よりも児童、生徒の学び環境の改善という大きなプレゼントになっている、ということについては評価しますし、本町の学校給食の無償化などはこの異常な物価高の中、子育て家庭にとっては大きな生活支援でもありますし、子育て支援ともなっている。これらを含めて町民にとって、必要な予算もたくさんあることは認めますけども、反対の理由の一つとして、今上田議員も言いましたけども、マイナ保険証への強制は問題だと。弱者への配慮もない。任意の運転免許証の問題ではできているのに、全体に強制されるような方向で進む、保険証の問題ではなぜできないのか。ここに問題があると一つ思っています。

２つ目には、町職員の採用で保育士の確保が困難になっていることから、幼稚園の民営化や統廃合を考えると、の考えはいろんな説明文書でも示されていますけども、この間、町としては一貫しています。民営化園は新しくて親にも評判がいいとか、町は言いますけれども、保育についていうと、施設が新しいか古いではなく、また、親にとって習い事も園内でやってくれるではなく、幼児にとってストレスのない保育内容となっているかどうか。そういう点では町から民営化園はよいとの発言はお聞きするのですが、本町の公立園の保育内容はどうなのかも含めて、本町の保育を肯定し、評価している内容がちょっと見えないのはこれが大いに残念でもあります。保育についても幼稚園や保育園の統廃合で２０名もの保育士が辞められた。これは行政が辞めさせたものでなく、本人との話合いの中でのことだということを言われていますけども、町の示した報告では働けないとなって辞めたと私は思っています。現に、以前から一部園長らが保育士に向かって、園がなくなったら辞めること。こういうことを口に出して言っておられました。この間の説明では本町の保育園の予算、こういうところがなかなか見えていない。ここは本当に大事なことだと思っています。さらに保育士の確保で確かに全国的に人手不足もあるでしょうが、子供にとって特色ある保育をして、この特色というのは子供を伸び伸びという意味です。特色ある保育をしていると

ころでは、その町やその指導者の下で保育をしたいと希望する保育士もいるわけです。集まるわけです。民営化すれば保育士の確保は行政の責任ではなくなることに。また、民営化園にすれば保育士が確保されるという主張は、町も民間も条件は同じはずだと私は思っています。民間だから保育士が確保できるっていうものではありません。さらに、保育基準で言うと4歳・5歳児は25人に1人という基準が新たに出てきましたけども、国の保育基準にはやはり、これでも無理があると言われています。ほかの国を見てもっと少人数でのゆったり保育で、人が手をかけやすい条件づくりこそ、保育の要だと指摘されていることがあると思います。

3つ目の反対理由です。この保育士の確保と同じ視点で示されるのが学校給食の在り方の研究と言いながら、給食センター化への方向がよく示されます。調理員の確保が難しい。施設が古くなってきている中、効率のよい学校給食の在り方の言及ということで言われていますけども、保育園では自園方式の方向を国の基準が示していることから、これでやっていくという明言がありました。これはいいことやと思います。では、なぜ小中学校ではそうならないのか。効率のよい運営ばかりがまかり通っていますけども、教育とは、また食育とは、これは人の手をかけることではないかと、私は思っています。その視点がなくなっているのか心配です。

4つ目ですが、上志比支所と永平寺支所を支所の設置条例となっている行政文書の条文から支所をなくす条例が示されているが、これは認められないということで先ほどさんざん言わしていただきました。ただ、どんなときでも行政区の単位ごとの、さらにそれが小さければ特に小学校区の結束というのは、どの地域を見ても強いものがあります。それを災害時も含めて中央集権でカバーできるのかは、大きいところの発想ではないかと思えるところもあります。地域づくりではこの単位を生かすことが、ほんとに大きい力になると私は思っています。要するに、公共施設の在り方、重要な施設の在り方については、もっと慎重に考えるべきだと私は思っています。過半数で進めるというのは、異常な進め方いうことを指摘しておきます。

5つ目の問題です。学校の統廃合に関して、本町は北小の統廃合を主に保護者への説明を先に済ませ、地域に十分な説明もなく、私は、地域を置き去りにして進めてきたと思っています。上志比でも中学校を永平寺中に統合する方向性が示されています。そういう中で、毎年小学校の保護者にも統廃合の問題、聞いてい

るという話です。地域を分断するような進め方は、やはり厳に慎むべきだと私は思います。学校がなくなったら地域はどうなるという点から、ほんとに考えるべきだと思います。

6つ目ですが、合併20周年記念事業。私は20周年記念事業というなら、平成の町村合併は地域に何をもたらしたのか、の分析は欠かせないと思ってそういう指摘をしていますけども、町は次の10年に向かっての事業だということを言われています。例えば、この合併は全国の自治体に、合併しなければ交付税がなくなるとまで脅しておいて強引に進めてきました。周辺地域での人口減を一気に進めるきっかけにもなったと思っています。また、国は行政機能をなくしてまで地域の各自治体の生き残りを選択されたものでもあることから、本町の生き残り策はどうだったのか。私は昭和の遺産の上に今この人口は一定維持されている状況が成り立っていることをきっちり評価して、次の本町の前途にいろんな課題を提起し、実践すべきだと思っています。この人口減の社会、国の担い手づくりまで自己責任、受益者負担としてきたそういうところに人口減の大きな原因があるということを言われています。いわゆる新自由主義の自治体への持込みであります。

こういう問題含められている予算に反対の立場を取ります。

○議長（酒井圭治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、清水紀人君。

○5番（清水紀人君） 私は、一般会計予算について賛成の立場を取らせていただきます。

令和6年度予算と比較した場合、令和7年度は13億2千万ほど増となっておりますが、国庫支出金、県支出金、合併特例債など町債の財源確保に努められ、将来負担を考えつつ健全なものと感じました。

当初予算重点事業である10事業についても必要なところに的確な支援になっていると思っております。特に保育士補助事業、永平寺町病児保育施設整備補助事業、こども家庭センター運営事業、学校施設整備での空調設備導入については社会問題や環境問題など問題解決のため、重要な対策となることは間違いありません。また、農業生産資材等対策も含め、肥料や物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援のための事業も十分とは言えませんが、まずは評価すべきと考えております。議会からの意見書も反映されており、評価すべきと考えております。

町は給食センター、保育園に関してもいろんな方面から今検討していくという

ことで発言されております。踏み込んだ意見はまだしていないと感じております。

子育て、志比小学校、志比北小学校の統廃合で保育園のところですかね。保育園の志比北の保育園がゼロになったということですが、私は保育保護者、保育園に通わす親の選択肢が増えたものと思っております。

ちょっと余談もありましたが、私は賛成の立場を取らせていただきます。

○議長（酒井圭治君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第29号、令和7年度永平寺町一般会計予算についての件を起立によって採決します。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酒井圭治君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

（午前11時21分 休憩）

（午前11時35分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第29 議案第30号 令和7年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第29、議案第30号、令和7年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第３０号、令和７年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第３０ 議案第３１号 令和７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第３０、議案第３１号、令和７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について、を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第３１号、令和７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第３１ 議案第３２号 令和７年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第３１、議案第３２号、令和７年度永平寺町介護保険特別会計予算について、を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「あります、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、金元君。

○6番(金元直栄君) 介護保険制度っていうのは、高齢者が周辺地域で生活していく上でほんとになくてはならない制度です。そういうことで当初導入されました。

保険料を納め、介護認定を受け、その認定の度合いによって介護サービスを受ける。1割の負担をすれば希望する介護サービスが受けられるという状況でした。ところが、昨年、この予算から見ると1年前の介護報酬の中では、訪問介護のいわゆる報酬削減がありました。訪問介護というのは周辺地域で高齢者が安心して暮らしていくための、大きな力になっているところです。その地域を支える訪問介護事業所は、この報酬削減でほんとに大変になっていると聞いています。この状況の中、町のいわゆる総合事業をやっていますが、この中で確か総合事業の導入のときには、いわゆる介護保険の報酬と比べて約8割ということを決められてきたと思っています。やはり本気になって住みやすい周辺地域を作るためにも、この総合事業もっと充実して、町独自の取組も必要ではないか。それにはお金がどうなのかという話ですが、本町の介護保険の特別会計にはそれなりのお金があります。これをどう活用するかっていうのは非常に大きな課題ですが、今のところそこが見られない。国の制度の改定も早急に求めていく必要があるという立場ですので、介護保険の会計については反対の立場を取っていきます。

○議長(酒井圭治君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、清水紀人君。

○5番(清水紀人君) 私は賛成の立場から発言いたします。

今回第9期の高齢者福祉計画介護保険事業の中の今中期年度となっております。生活支援介護予防健康づくりの取組に重要な重度化防止や多様なニーズに対応した予算となっております。私は賛成の立場を取らせていただきます。

○議長(酒井圭治君) ほかに討論はありませんか。

11番、上田君。

○11番(上田 誠君) 私は反対の立場から討論します。

といいますのは、この介護保険制度というのはほんとに大事なものであり、また、それによって恩恵を受けている方々は多々おると思います。私の家族もそういう形でそういう恩恵を受けた1人だと思っております。そういう面では非常にその介護保険の充実するのは大事ですし、必要不可欠なものと思っております。ただ、私はその当初から今ほど金元議員がありましたように、1割負担でできる。当然所得の高い人はその負担率は高くなるってということで、それが上がってきたと思っております。しかしながら、その今後の介護保険のいろんな充実も考えると、国の制度として、やはり町の見直しも必要だという立場から、その介護保険の充実を図るためにももろ手を挙げて賛成というわけにはいきませんので、反対の立場を取るっていう形。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第32号、令和7年度永平寺町介護保険特別会計予算についての件を起立によって採決します。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酒井圭治君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第32 議案第33号 令和7年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第32、議案第33号、令和7年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について、を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第33号、令和7年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算についての

件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第３３ 議案第３４号 令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第３３、議案第３４号、令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について、を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第３４号、令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第３４ 議案第３５号 令和７年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第３４、議案第３５号、令和７年度永平寺町上水道事業会計予算について、を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第３５号、令和７年度永平寺町上水道事業会計予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第３５ 議案第３６号 令和７年度永平寺町下水道事業会計予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第３５、議案第３６号、令和７年度永平寺町下水道事業会計予算について、を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第３６号、令和７年度永平寺町下水道事業会計予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第３６ 議案第３７号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第３６、議案第３７号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について、を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第37号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第37 議案第39号 損害賠償の額を定めることについて～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第37、議案第39号、損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。

資料は本日付けの議案書をご用意ください。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました、議案第39号、損害賠償の額を定めることについて提案理由を申し上げます。

追加議案書1ページをご覧ください。町有施設による物損事故に係る損害賠償について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議案第39号の提案理由の説明といたします。詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(酒井圭治君) 議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で審議を行います。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(多田和憲君) それでは、議案第39号について補足いたします。

事故の発生日は令和7年1月10日、場所は永平寺町市野々の集落内でございます。事故の内容は一般車両がちょうど走行していたところ、除雪で破損させた石積みの石が道路上に落ちており、これを雪の塊と認識して走行を続けたところ、

マフラーを破損させたというものでございます。事故の種別は物損事故。損害賠償の額は1万7,562円でございます。相手方との示談は成立しており、損害賠償額につきましては町が加入しております、保険により全額補填いたします。

以上、補足とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） この案件、当然補償する、それに反対するものではないですが、いろいろ説明聞いているうちに疑問が湧いてきました。大きな石が真ん中に、道路の真ん中に落ちていたってことです。排土板に乗っかるにしても押すにしても真ん中で落ちていたら、雪は除雪されていないのではないか。この大きさで言うと大方20センチぐらい直径あったように思いますが、もうちょっと大きいかもしらんですね。それが一つ。

それで、もう一つは、いわゆるそこに積んであった、除雪して積んであった雪の中に入っていたものかどうか。その辺はどうでしょうか。状況がなかなかつかめないなと思ってのことですが。

○議長（酒井圭治君） 建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） 答弁いたします。この除雪に関しましては、今回排土板ではなくてバケツで押しています。要するにバケツで押して行って、押していったところ、雪がたまったのでそれを道路際によけたような形になります。そのときに石が転がったような形になって、そこに残ってしまったっていう形になっています。普通ですと排土板ですと横ずっと押してくと雪に、雪からもれるっていいますと横に行くような形になるのですけども、今回バケツということで、一旦道路から横のほうに雪を捨てたときに、横からもれてしまったって形になっています。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第39号について第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、第3審議に付すことに決定しました。

これで、議案第39号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第39号、損害賠償の額を定めることについての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第38 議案第40号 上志比文化会館ホール天井改修工事（建築）の請負契約締結について～

～日程第39 議案第41号 緑の村ふれあいセンター体育館 天井改修工事（建築）の請負契約締結について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第38、議案第40号、上志比文化会館ホール天井改修工事（建築）の請負契約締結についてから、日程第39、議案第41号、緑の村ふれあいセンター体育館天井改修工事（建築）の請負契約締結についてまでの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第40号、上志比文化会館ホール天井改修工事（建築）の請負契約締結について及び、議案第41号、緑の村ふれあいセンター体育館天井改修工事（建築）の請負契約締結について、

2件についての提案理由を申し上げます。

追加議案書2ページをご覧ください。まず、議案第40号につきましては、契約相手方と工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が5千万円以上の工事の請負となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案書3ページ、議案第41号につきましても、議案第40号同様、予定価格5千万円以上の工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第40号及び議案第41号の提案理由といたします。詳細につきましては担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第38 議案第40号 上志比文化会館ホール天井改修工事（建築）の請負契約締結について～

○議長（酒井圭治君） これより、日程第38、議案第40号、上志比文化会館ホール天井改修工事（建築）の請負契約締結についての件を議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） それでは、補足させていただきます。

まず、議案第40号、上志比文化会館ホール天井改修工事（建築）の請負契約締結について説明させていただきます。

本案件につきましては、上志比文化会館ホール天井を改修するため、条件付一般競争入札により事業候補者を選定した結果、清川建設株式会社を契約の相手方に決定し、令和7年2月28日に7,639万5千円の工事請負に係る仮契約を締結しております。工事の概要につきましては、既存不適格のつり天井を準構造化天井へと直天井に改修をする工事で、改修面積は490平方メートルでございます。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 全員協議会では説明を受けたのですが、やはり入札で安いほ

うがその押しているわけですね。そういう意味ではいろんなこれまでも入札については公定価格の問題っていうのですかね。そういう問題もあってなかなか安くできないよっていうことの説明は受けているのですが、こういう数字を見るとかなり金額も違ってきますし、どうしてそうなのかっていうのが分かるように説明していただくとありがたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） どうしてってなりますとあれですけども、まず、最低制限価格、こちらのほうが設定しているということで、最低制限価格につきましては92%が下限っていいですか、という設定の工事になります。

こちら今年からこういった最低制限価格の漏えいを防止するために、以前ですと92%からランダム係数っていいですか、これ、電子入札の場合。0.099から、そちらをかけたということで、全てランダム係数をかけて設定しているので、その読み方でこういった価格が安かったほうは最低制限価格を下回ってしまったということで、こちらについては正式なルールにのっとった入札となっていますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 最低制限価格設けた理由を教えてくださいなのですが、ごめんなさい。こないだのLEDの話じゃないですけども、リースやとかなり民間で競争して、競争してっていうか、安くなったっていう事例もあるので、なかなか公定価格で設定しているのだろーと思いますけれども、民間のLEDじゃないですけど、そういうことも考えると、特に民間競争していただいて低い数字っていうのがこれからいいのではないかなとも考えられるのですが、その最低制限価格、なぜ設定されたのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） まず、最低制限価格を設ける基準と申しますのは、町の最低制限価格制度実施要領というのがございます。こちらのほうで最低制限価格につきましては、設計500万円以上の建設工事に係る入札に適用するものという決まり事がありますので、こちら採用して最低制限価格のほうは設定しております。

（発言する者あり）

○契約管財課長（朝日清智君） 上位法はないですが、当然最低制限価格っていうの

はダンピング防止とか。

(発言する者あり)

○契約管財課長(朝日清智君) それで、何ていいますか、当然ダンピング防止とかそういったことと、また品質、今町長申しましたが、品確法のこともございますので、そういったことでやはり適正な工事を保証して、保証するっていいですか、そういったことで設定しております。今ほどLEDの件も言われましたけれども、こちらのほうにつきましては、何回も説明していますが、製品価格を低価格で調達できるという調達の元が確認されていますので、そちらにつきましてはどなたかを苦しめているとか、製品、工事を担保できないものではないという確認をしておりますので、そういったケース・バイ・ケースでそういった最低制限価格とは違いますが、工事の内容を保証することを確認して発注しております。

以上です。

○議長(酒井圭治君) 河合町長。

○町長(河合永充君) LEDの事例、あれ実は民間のそのモデルとして各自治体がそれを採用して、どこの自治体にも当てはまるような仕組みを作られて、提案をいただいて。今この入札以外で例えばそういったやり方があるかっていいますと、例えば、それはPPPとかPFIの考えになってくるのかなと思いますが、楠議員の1回質問でもあったように、ある程度の大きな規模じゃないと、なかなかPFI、PPPの恩恵を受けることができないとか、また、ほかの事業と組み合わせることができるかといったのは、それは常に頭に置きながら進めていきますが、なかなかその民間でそういった例が今回初めてLEDがお得といいですか、ありましたので、引き続きそういったのは比較検討しながら進めていくことになると思いますが、今、既存のこれまでやっていたのを全部、その民間とかそういったところに、入札のやり方を全部変えてやるっていうのは一つ一つ精査とか研究が必要かなと思います。

○9番(滝波登喜男君) 今回地元の業者っていうことで非常によかったなと思いますし、そういう点ではいいのですけれども、今ほど言われたとおり、この規定があるから、最低制限価格を持ちましたっていうのではもう一つかなと思います。確かにずっと従来きちっと工事できるようにとか、今のダンピングじゃないし、あるいは談合とかっていろいろなことがあって、いろいろ入札が変わってきたっていう歴史がありますので、ぜひ今のLEDがそのままそっくり当てはまるわけではないというのは、承知しているのですけれども、やはりこういうご時世だか

らっていうところも踏まえてダンピングとか品質が悪くならないようなことも考えながら有利な入札をまた研究していただきたいなと思います。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

暫時休憩します。

（午後 0 時 0 2 分 休憩）

（午後 0 時 0 2 分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

ないようですから、質疑を終わります。

議案第 40 号について第 2 審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第 2 審議を省略し、第 3 審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、第 3 審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第 40 号の第 1 審議を終わります。

これより第 3 審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第 40 号、上志比文化会館ホール天井改修工事（建築）の請負契約締結についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第３９ 議案第４１号 緑の村ふれあいセンター体育館 天井改修工事（建築）
の請負契約締結について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第３９、議案第４１号、緑の村ふれあいセンター
体育館天井改修工事（建築）の請負契約締結についての件を議題とします。

これより第１審議を行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） それでは、議案第４１号、緑の村ふれあいセンター
体育館天井改修工事（建築）の請負契約締結について説明をさせていただきます。

本案件につきましては、緑の村ふれあいセンター体育館天井を改修するため、
条件付一般競争入札により事業候補者を選定した結果、株式会社西村組、フジタ
株式会社、緑の村ふれあいセンター体育館天井改修工事（建築）特定建設工事共
同企業体を契約の相手方に決定し、令和７年２月２５日に１億１，３４６万５千
円の工事請負に係る仮契約を締結しております。工事の概要につきましては、被
災したつり天井を撤去し、直天井に改修をする工事で、改修面積は１，９７６平
方メートルでございます。

以上で終わります。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第４１号について第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、第３審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第４１号の第１審議を終わります。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第41号、緑の村ふれあいセンター体育館天井改修工事（建築）の請負契約締結についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第40 議案第42号 永平寺町副町長の選任同意について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第40、議案第42号、永平寺町副町長の選任同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第42号、永平寺町副町長の選任同意について提案理由を申し上げます。

議案書4ページをご覧ください。北川副町長が3月31日をもって県に戻られるため、次の副町長に永平寺町松岡室第16号2番地、和田真生氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。和田氏の略歴につきましては5ページに記載のとおりでございます。福井市職員として豊富な行政経験を積まれ、卓越した見識を有されており、副町長として町の課題に取り組むため適任と考えております。

以上、議案第42号の提案理由といたします。

よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） この間、正月はっていうのはお聞きしたのですが、この間の報告ではないということでした。ただ、私、和田さんが、和田氏がどういう人な

のかよく分からないので、なぜ和田氏なのかいうことを町長は説明する責任があるのではないかということで質問いたします。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、行政経験をしっかり積まれてきた。そして、その積まれてきた中でその部署、いろいろなところでご活躍をいただいております。その活躍いただいた知見をこの今永平寺町が多く持っている課題解決に向けて多くの大きな力になるというふうに思いました。それと、永平寺町始まって初の女性の副町長になります。今女性活躍、いろいろ共生社会、いろいろ求められている中で、その女性ならではの視点で組織の改革など、また、町の振興、こういったことを行っただけで、町づくりに、私の補佐等もしていただけたらなという思いで今回議会のほうに上程をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 副町長がご退任になって新しく見えるってということで、それから今の町長の説明で、女性の活躍される場、それから、女性の視点からということをお聞きしました。行政経験が豊富ということですが、大変申し訳ない、私自身はその和田氏のところは知り得てないってところとか、あと、どういうお考えを持ってらっしゃるかっていうのも分からんともありますが、そこら辺りのご説明っていうのは別にないわけですかね。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） なかなか議員さん一人一人とお付き合いがある方を選任するっていうのは難しいのかなと思います。そういった点で、これまでの経験とかそういう、今金元議員の質問でお答えさせていただいたそういった思いでこの永平寺町で働いていただきたいという思いですので、これは仕事をしながらその人柄など、どう仕事を進めていくか。また、この永平寺町にとってどういうところを強化していただくか。それはまた見ていただけたらなと思いますので、なかなか、皆さん知らないと思いますけど、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに。

（退席者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

採決します。

議案第４２号、永平寺町副町長の選任同意についての件を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午後 ０時１２分 休憩）

（午後 １時３０分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第４１ 発委第１号 永平寺町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第４１、発委第１号、永平寺町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、総務産業建設常任委員長より議案が提出されております。

委員長より、提案理由の説明を求めます。

７番、森山君。

○７番（森山 充君） ただいま上程いただきました発委第１号、永平寺町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律一部改正に伴い、永平寺町議会の個人情報の保護に関する条例において、項ずれが生じたため所要の改正を行うものです。第２条第８項を第２条第９項に、第２条第９項を第２条第１０項にそれぞれ改めるものですが、本町の条例の内容としては適応が変わるものではありません。なお、令和７年４月１日施行としております。

以上、提案理由とさせていただきます。議員各位におかれましては、賛同賜りますようよろしくお願いします。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 自由討議の提案はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第41号、永平寺町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第42 請願第1号 選択的夫婦別姓制度をただちに導入することを求めるよ
う国に意見書採択を求める請願書について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第42、請願第1号、選択的夫婦別姓制度をただ
ちに導入することを求めるよう国に意見書採択を求める請願書の件を議題としま
す。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（清水和仁君） それでは、朗読させていただきます。

選択的夫婦別姓制度をただちに導入することを求めるよう国に意見書採択を求
める請願書

請 願 第 1 号

2025年3月21日

永平寺町議会議長

酒 井 圭 治 様

請願者 新日本婦人の会 永平寺あお豆班

代表委員	大石裕子
紹介委員	長岡千恵子
紹介委員	上田誠
紹介議員	松川正樹
紹介議員	齋藤則男
紹介議員	滝波登喜男
紹介議員	金元直栄

【請願趣旨】

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在します。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。婚姻の際、96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別です。通称使用の拡大では根本的解決になりません。

女性差別撤廃委員会は2003年以降、繰り返し、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告しています。選択的夫婦別姓制度の導入について、2024年の勧告でも再び「2年以内に実施状況の報告を」と強く求めています。国連人権理事会等の国際機関も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら批准した国際人権条約実施の意思を厳しく問われていると言えます。

法制審議会は1996年、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申しています。

最高裁は2015年及び2021年に、夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断をしましたが、制度の在り方は国民の判断、国会に委ねるべきとしました。

最近の世論調査では、約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、若年層ほど賛成が多くなっています。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々採択されています。2024年6月には、経団連が選択的夫婦別姓導入を求める提言を発表しました。

総選挙の争点にもなり、衆議院選挙を経て、国会状況は大きく変化、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が多数となっています。同制度を直ちに導入することは、国会が日本国民に対して果たすべき責任です。

以下について要請します。

【請願項目】

1. 選択的夫婦別姓制度をただちに導入するよう国に求める意見書を採択すること。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 本件は、去る令和7年2月25日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 当委員会によって、回答の請願が提出されました。

その請願について、審議をさせていただきました。

趣旨については、紹介議員の方々から説明を受けました。

内容については、先ほど趣旨、請願にあったような内容でできています。

意見の中には、そのできた背景のこともありました。

それには、明治初期の6年には、太政官布告では夫婦別姓というのがうたわれていました。

しかしながら、明治33年に民法改正のときに同姓の法律化がされたという点、そういうご意見や、現在の状況、ここに書いてありますように、70%以上の近くの賛成があるということ。

また経団連や自民党の議員の中からも、この選択的夫婦別姓については制度については、そのように意見を出しているところもあるというようなご意見もいただきました。

また、夫婦別姓による家族の意識の希薄化がされるのではないかというようなご意見もありました。

また、いろんな例えば離婚等のときに子供がどちらの姓になるかっていうのが、課題になるというようなことのご質問もありました。

そういうことを嘆願しながら慎重に審議し、採択の決議を行いました。

一応、採択4、反対不採択2で請願については採択という形になったことを申しつけます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

自由討議の提案はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、請願第1号、選択的夫婦別姓制度をただちに導入することを求めるよう国に意見書採択を求める請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

したがって、本件について、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立少数)

○議長(酒井圭治君) 起立少数です。

よって、本請願書は不採択とすることに決定しました。

～日程第43 請願第2号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願について～

○議長(酒井圭治君) 次に日程第43、請願第2号、ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願の件を議題とします。

議案の朗読をさせます。事務局長。

○議会事務局長(清水和仁君) それでは朗読します。

請 願 第 2 号

2025年3月21日

永平寺町議会議長

酒 井 圭 治 様

請願者 永平寺九条の会

永平寺の豊かな緑と平和な暮らしを守る会

紹介委員 金 元 直 栄

紹介委員 長 岡 千恵子

紹介議員 松 川 正 樹

ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願

【請願趣旨】

2024年12月10日、ノルウェーのオスロで日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）がノーベル平和賞を受賞しました。

ノーベル委員会は、受賞理由で「世界中で起きている紛争を見ると、核兵器を二度と使用してはならないという規範を守ることがいかに重要であるかが分かる。日本被団協と被爆者はこの文脈において、極めて重要だ。」と述べています。このような核をめぐる危機的な情勢に対して「希望の光」と言われているのが核兵器禁止条約です。2021年1月22日に発効し、現在94か国が調印し、73か国が批准しています。（2024年12月31日現在）

被爆者は、唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約に調印・批准し、現在の世界的な核の危機を食い止める先頭に立ってほしいと心から願っています。

2023年核兵器禁止条約の第2回締約国会議が国連本部において開催され、日本被団協が市民社会の代表として会議に参加しました。会議では「日本は核廃絶を主張する一方で、国連総会では核保有国と足並みをそろえて投票している。日本の戦略を説明してほしい」などとの発言をはじめ、核兵器禁止条約に後ろ向きの態度を続ける日本政府への疑問の声が出席した各国から噴出していました。市民社会の立場で出席した広島県知事が、たまりかねて「私たちも困惑している。日本政府がそうした矛盾から抜け出し、少なくともここにオブザーバー国として来て議論し、最終的には禁止条約に署名・批准することを望んでいる」と答えていました。このように、現在の日本政府の態度は、世界から期待される唯一の戦争被爆国の行動とは、かけ離れていると言わなくてはなりません。

日本政府は、「日本周辺の厳しい安全保障環境のもと、アメリカの核の傘・拡大抑止の力は重要だ」と述べています。しかし核の力を頼るにした軍事的抑止力強化では戦争を防げず、むしろ戦争のリスクが高まるのではないのでしょうか。

今こそ、広島長崎の原爆被害を体験した日本政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立ち、外交力をもって周辺の国々との平和を築くため、そのあかしとして、核兵器禁止条約に調印・批准することを強く求めます。今年3月に開催予定の第3回核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー国

としての参加を希望します。

よって、以下の請願事項を地方自治法第99条の規定による意見書として国に提出されるよう請願します。

【請願事項】

1、核兵器禁止条約への調印・批准することを求める意見書を国及び関係機関に提出してください。

2、今年3月ニューヨークの国連本部で開催される第3回核兵器禁止条約の契約国会議にオブザーバーとしての参加を求めます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 本件は、去る令和7年2月25日、総務産業建設常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 当委員会の話合いの結果ですね。

核保有国の核の傘ってというのは、拡大しているところで条約の効果には異論があるということですね。

それと、被爆国締結会議の参加を要求されていましたが、この会議は既に終了しております。

そういう点が指摘されております。

そのほかにも核の使用等についてはそういう点については賛同するという声もありましたので、結果主旨採択ということになりました。以上です。

○議長（酒井圭治君） これより委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですから、これで質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論に入ります。

討論ありませんか。

5番、清水紀人君。

○5 番（清水紀人君） 私は今その3件の委員長の出資採択について反対の立場を取らせていただきたいと思います。

前回同様、請願でも反対意見として述べられましたが、安全保障における日本の立場を考えると、調印・批准は現実的ではありません。

よって反対の立場を取らせていただきます。

○議長（酒井圭治君） 他ありませんか。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 私は、趣旨採択に賛成の立場から発言させていただきます。

やはり原子爆、この傘下というのは第二次世界大戦末期、いつ日本が被った大きな被害です。以前から国連でも大量殺りく兵器を使うことについては、いろんな論議あって禁止しようという申合せもあったのを、アメリカは戦争を終わらせるためにということで、使った歴史がありました。

一瞬で広島でも10万人以上、長崎でも10万人近い人たちが亡くなっている。こういう事実を背負う日本だからこそ、何としてもこういう国際会議では、被爆国日本としての意見表明をすべきであるという立場から、そういうことをいろいろ意見があっても一部認めていこうという趣旨採択ということですから、それに同意していきたいと思っています。以上です。

○議長（酒井圭治君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第2号、ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。

したがって、本件について委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（酒井圭治君） 起立、多数です。

よって本件は、委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに決定しました。

～日程第44 請願第3号 ガザの恒久停戦のための積極的外交活動日本政府に要求する意見書の提出を求める請願～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第44、請願第3号、ガザの恒久停戦のための積極的外交活動日本政府に要求する意見書の提出を求める請願の件を議題とします。
議案の朗読をさせます。事務局長。

○議会事務局長（清水和仁君） それでは、朗読します。

請 願 第 3 号

2025年3月21日

永平寺町議会議長

酒 井 圭 治 様

請願者 永平寺九条の会

永平寺の豊かな緑と平和な暮らしを守る会

紹介委員 金 元 直 栄

紹介議員 松 川 正 樹

紹介委員 長 岡 千恵子

ガザの恒久停戦のための積極的外交活動日本政府に要求する意見書の提出を求める請願

【請願趣旨】

ハマスからの攻撃を理由としたイスラエルによるパレスチナへの度重なる地上侵攻や空爆、軍事行動に対して、中東や欧州、日本世界各地で怒りの声が上がっています。

イスラエル軍はパレスチナを包囲して空爆や砲撃による殺りくを繰り返し、食料、水、燃料、衣料品など、生活必需品の供給を厳しく制限しています。2023年10月7日以降、死者は4万6,000人を超えたと言われ（1月24日現在）、その7割は女性と子供です。そしてさらに、空爆による被害だけでなく、厳しい寒さや感染症の拡大、衣料品や食料の不足も深刻です。

その中で、イスラエルは国会で国連パレスチナ難民救済機関（UNRWA）の活動を禁止する法案を可決しました。今、UNRWAの支援を停止することは、即座にガザ市民200万人以上を大飢饉に陥れることと同義です。

1月19日から6週間の一時停戦が合意されましたが、いまだ爆撃が止まらぬ地域もあり、どこまで合意が守られるかは不透明です。恒久停戦に向けて、より

一層の国際社会の努力が求められます。

永平寺町は医療福祉の充実、平和都市、非核宣言都市を掲げています。パレスチナでの恒久停戦と人道支援に向けた、日本政府の一層の外交努力を、永平寺町から強く求めるよう意見書を提出することを要望いたします。

日本政府に対し、以下のことを要請することを永平寺町に求めます。

【請願項目】

- 1、パレスチナにおける恒久停戦を実現するよう働きかけること。
- 2、医療従事者、住民の開放を強く求めること。
- 3、支援物資が行き渡るように働きかけること。
- 4、パレスチナへの無差別爆撃をやめるように働きかけること。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 本件は、去る令和7年2月25日総務産業建設常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 当委員会の話の結果ですね。既に停戦は実現できていると。そうしたところで恒久的な停戦に向けて今交渉中であるということ。

限られた情報の中で、宗教や民族のからむ層に関与すべきではないと、そういう声が上がりました。

しかしながら、物資の支援については賛同の声もありましたので、当委員会としては趣旨採択ということになりました。以上です。

○議長（酒井圭治君） これより委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですから、これで質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

委員長報告は趣旨採択です。

したがって原案に賛成者、いわゆる採択としたい方の討論の発言を許します。

原案に賛成者。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 私は、この請願に賛成の立場から発言を述べさせていただきます。

停戦6週間、言いますけど、現実的にはイスラエル側からもう破られている。

それで、ここ数日でも数百人規模の死者が出ているという報道がされています。

それは確かにイスラエルのネタニアフ首相の置かれている立場が大変だ。戦闘をやめて平時に戻れば自分そのものが収監されるという条件下でのその強硬な姿勢ということも言われていますけれども、本当にこのパレスチナ問題考えるときには、やはり話し合いなくして進めることはできないと思います。

特に国連の役割は大事ですけども、それをいわゆるその各国の指導者変わることによってその方向性が変わるというのも、横の地域第二次世界大戦後、ここに住んでいたパレスチナの人たち抜きに、イスラエルという国が提供されたというような歴史を見てみてください。単純に宗教問題というだけの問題ではないと思います。

そういう意味では、いわゆる恒久停戦を積極的に日本平和国家とする日本があるとしたら、そういう働きをすべきだし、人道支援も食糧支援含めてどんどんすべきだと私は思います。

そういう立場からぜひこういう機会に議会の意思を皆さんに示していただくという意味でも、この請願に賛成していただきたいと思っています。以上です。

○議長（酒井圭治君） 次に原案及び委員長報告に反対者、いわゆる不採択としたい方の討論の発言を許します。

13 番、楠君。

○13 番（楠 圭介君） 私はこの請願を不採択にする人の立場から発言はさせていただきます。

即時停戦への外交努力を日本政府へ求める趣旨に対しては、全く異論を挟む余地はありません。

しかしながら、本件は外交上の自見であり、地方自治法第99条では、地方公共団体の公益に関わる事柄について、議会は意見書を国会や関係行政庁に提出できるとありますが、本件が直接永平寺町の公益に関わる自見とはいいいがたく、意見書を提出することはふさわしくないと考え、不採択でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 次に委員会報告に賛成、いわゆる趣旨採択としたい方の討論の発言を許します。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 今、委員長報告の中から趣旨採択ということで委員会の報告がありました。

いろいろそれぞれの皆さんの立場なり、いろんなこと、今ほどの楠委員のように当議会の影響はその直接的ではないと言っていますが、我に返れば、いつ何どきそういう平和っていうのは、生み出される場合があると。そういうことから考えると全くその直接的なあれではないとは言い切れないと私は思っています。

なおかつ、やはり人道的な立場、それから平和を愛する日本政府に対しまたは当町も同じです。その平和に向けての平和都市宣言も行っています。

そういう立場から人道的、また、その平和的な立場からやはり趣旨採択をしていただいたことに関しては高く私は評価し、趣旨採択に賛同するとして意見を述べさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですからこれで討論を終わります。

これより、請願第3号、ガザの恒久停戦のための積極的外交活動を日本政府に要求する意見書の提出を求める請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。

したがって、本件について委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（酒井圭治君） 起立多数です。

よって本件は委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに決定いたしました。

～日程第45 請願第4号 従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の請願～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第45請願第4号、従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の請願の件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（清水和仁君） それでは朗読します。

請 願 第 4 号

2025年3月21日

永平寺町議会議長

酒 井 圭 治 様

請願者 福井県社会保障推進協議会

紹介委員 金 元 直 栄

従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の請願

【請願趣旨】

昨年12月2日から、従来（紙）の健康保険証の新規発行はなくなり、健康保険証はマイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。

厚生労働省の調査では、昨年12月に医療への受診や薬局を利用する際、マイナ保険証を使った人は25.42%で、11月対比で約7%増でした。12月2日以降、利用率が上昇しましたが、いまだ従来（紙）の保険証を利用している人が7割以上もいます。マイナ保険証では資格確認ができない事態は続いており、マイナ保険証に対する国民の不安、不信を払しょくできていません。

従来（紙）の健康保険証の有効期限は、国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者は2025年7月31日まで、協会けんぽや組合けんぽの加入者は2025年12月1日までです。

有効期限が切れた以降、マイナンバーカードを持たない人、マイナ保険証の登録をしていない人には、保険証の代わりとして、「資格確認書」が申請なしで交付されます。しかし、本則は「申請制」であり、申請なしで「資格確認書」が交付されるのは「当面の間」とされています。またマイナ保険証の利用登録はしたけれど「資格確認書」を使いたいという人は、登録解除をすれば「資格確認証」が交付されます。「資格確認書」は従来（紙）の健康保険証と体裁は全く同じであり、機能も同じです。これでは、新たに「資格確認書」を発行する必要はなく、従来（紙）の健康保険証を存続すればいいだけです。

政府は、新たに運転免許証をマイナンバーカードにヒモ付けるとしています。その場合、現行の運転免許証は併存させるとしています。運転免許証が併存でき、健康保険証が併存できない理由があるはずがありません。

マイナンバーカードの利活用に対応し切れない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ないという現状も生まれています。

我が国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも必要なときに日本国内で均しく医療を受けられる「国民皆保険」制度を採っています。国民健康保険は「国民皆保険」制度のセーフティーネットを担い、保険者である自治体が保険証の発行責任を負っていました。しかし、マイナ保険証一本化で保険者による保険証の発行責任をなくしてしまいました。

我が国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、昨年12月2日に発行停止とした従来（紙）の健康保険証を存続させることを求めます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを請願します。

【請願項目】

1、国に対し昨年12月2日に発行停止とした従来（紙）の健康保険証について、発行の存続を求める意見書を提出すること。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 本件は、去る令和7年2月25日教育民生常任委員会に付託された事案であります。

○議長（酒井圭治君） 皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書は提出されております。

委員長の報告を求めます。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 当委員会で、この請願を審査いたしました。

審査の請願主旨については、紹介議員のほうからご説明がありました。

その内容については、ここに示されているとおりであります。

現在使われている保険証、または病院でのいろんな高齢者の方の大変さ、そういうのが紹介され、またその状況についても皆さんと全員協議をいたしました。

しかしながら、デジタル化が今その世の中で進んでいる中で、それが推し進めるためにも必要じゃないかというご意見、また社会保障の迅速さや隔離性からもマイナ保険証っていうのは大事じゃないかというご意見、そういうご意見もあり

ながら皆さんと協議した結果、採択をいたしました。

採択4対2、多数で採択という結果に至りました。以上です。

○議長（酒井圭治君） これより委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですから、これで質疑を終わります。

自由討議の提案はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、討論に入ります。

討論はありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

委員長報告は採択です。

したがって、原案に反対者の討論の発言を許します。

13番、楠君。

○13番（楠圭介君） 私はこの請願を不採択にする人の立場から発言をさせていただきます。

2つの健康保険証が存在することで、医療機関に医療機関の現場において、かえって混乱が生じてしまうのではないかという懸念があるため、不採択でお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（酒井圭治君） 次に賛成者の討論の発言を許します。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

今現行としまして、マイナンバー保険証への一本化が進められていますけれども、高齢の方がマイナ保険証を持っていても、病院の窓口で保険証が使えない方をよく見かけております。

高齢の方にはマイナ保険証の使い方も含め、使えない方が多いように思われます。

マイナンバーそのものの使い方も理解されていないのではないかと思います。

高齢の方に、今さら理解を求めるのも無理な話と思われませんか。

特に高齢の方は、通院する回数も多いので従来の健康保険証の必要性を実感しているところがございます。

現場で、そのマイナ保険証を使われている高齢者を見ていると、高齢のせい、あるいは病気のせいということで、頭が固定できない方がいらっしゃいます。

顔が揺れている方がいらっしゃると思います。

そういった方が顔認証すらできないのが現状です。

それも含めてマイナ保険証っていうのは、やはり問題があるのではないかと思いますので、この請願に対して賛成を述べたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 他に討論はありませんか。

5 番、清水紀人君

○5 番（清水紀人君） 私は反対の立場から発言をしたいと思います。

習慣を変えるというのは、やはり大分時間がかかることだと思っております。

しかし従来の健康保険証に固執するのではなく、デジタル技術を活用し、より利便性の高く公平な公正な医療制度を実現するのが重要と感じております。

高齢者に対しては、高齢者のデジタルに不慣れな人に対しては、対応策も整備されていることから、私はこの意見書の提出に反対をしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 他に討論はありませんか。

11 番、上田君。

○11 番（上田 誠君） 賛成の立場から討論をさせていただきます。

今ほど、長岡議員のほうもありました。現場で高齢者の方がマイナ保険証を出して右往左往しているときに、病院で紙の保険証持っていないませんか、これです。ああそんならそれで大丈夫ですというやり取りをしょっちゅう目にします。

マイナ保険証使っているのは若い人が結構多いですが、現実的にその両方を使えるという選択肢は必要かと思っています。

今ほど免許証の話がありました。同じ免許証とマイナ免許証の一本化するとありますが、2つを利用する形になっています。

ですから、ここの求めているのは、今現在紙の保険証を発行の存続を求めているわけです。

これは先ほどありましたように、その資格確認書が交付されるわけですが、それはあくまでも交付になるわけですね。それを今のところその確約はされていません。

そういうことから考えると、まず紙の保険証をやはり使えるという配慮をぜひ必要である。そういう立場からいましばらくは紙の保険証と併用するべきだと考えます。

もちろんデジタル化の進める話は分かってはいるんです。

それから紙の保険証だから、紙の保険証とマイナ保険証で公正な保険医療が受けられる。受けられないということもあります。

そういうことから考えると、紙の保険証がやはり存続を求めるべきだということとで、これを求めることの賛成をしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 他に討論はありませんか。

7 番、森山君。

○7 番（森山 充君） 反対の立場から発言します。

紙の保険証を残すことによって、マイナンバーカード普及の妨げになります。

そのため反対します。

○議長（酒井圭治君） 他に討論はありませんか。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 私は請願の紹介議員ではあるのですが、本当に今マイナ保険証に変わるということで、一番その混乱しているのは、高齢者です。

特に施設に入っている人たちについては、顔認証もなかなかできない。自分での判断もできない。施設職員の介助によって作られるという状況になっていくのですが、そういう状況の中でやはり強引に進めていく。

そのうちに変わっていくのは自然かもしれませんが、こういう形で強引に進めるのはいかがかと思うところです。

特にその後に免許証のマイナンバーへの一本化への話では、双方併存するということを明言されました。

そういうことを本当にきちっとしていく必要があるのではないかと。

また、資格確認書の発行の問題も、今は本則では申請しないと発行されないということになっています。

1 回目はマイナカードにヒモ付けしていない人には、全て発行されるということですが、これらもその後、申請主義になるとしたら、本当に置いていかれてしまうのは、高齢者、障害者、立場の弱い人たちということになるのではないかと。そういう不安をもって、今でもマイナ保険証にヒモ付けしない人たちもかなりいるし、ひも付けした人たちも結構また解除してという状況が見られると思います。

そういう弱者の立場を守る意味でも、皆様方の賢明な判断をお願いしたいと思うところであります。

○議長（酒井圭治君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第4号従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

したがって、本件について委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立少数）

○議長（酒井圭治君） 起立少数です。

よって本請願書は不採択とすることに決定いたしました。

～日程第46 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書～

○議長（酒井圭治君） 次に日程第46、陳情第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（清水和仁君） それでは、朗読いたします。

陳 情 第 1 号

2025年3月21日

永平寺町議会議長

酒 井 圭 治 様

陳情者 福井県労働組合総連合

議長 鈴木孝典

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

【陳情趣旨】

最低賃金は2024年の改定によって全国の加重平均は1,055円となりました。しかしながら、加重平均を上回る地方は7つしかなく、最高額の東京都（1,163円）と福井県（984円）との差は179円もの開きがあり、福井

県から都市部への人口流出、地域経済疲弊の要因となっています。何よりも、急激な物価高騰の中、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることが喫緊の課題となっています。

育ち盛りの子供を二人抱えながら、最低賃金近傍で働いているご夫妻の1か月の食費を考えてみてください。国産牛カルビ肉が今、安いときでも100グラム500円はします。生魚も100グラム400円から500円します。1人一食200グラムは食べるじゃないですか。最低でも「1人一食500円。1日3食1,500円。1か月30日4万5,000円。4人家族で1か月18万円」かかります。食費だけです。今の福井県の最低賃金は984円です。1日8時間、月20日働いても16万円にも届かないです。手取り14万円に届かないです。どうやったら食べていけるのでしょうか。直ちに、今すぐ全国どこでも時給1,500円以上、月額24万円以上、手取りで20万円以上が、何があっても必要ではないでしょうか。

しかしながら、最低賃金の引上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化を欠かすことができません。中小企業・小規模事業者が最低賃金の引上げに対応できる、特別な支援策と財政措置を国の責任として、法律に明記すべきです。

最低賃金法を改正し、「全国一律1,500円以上」を実現することで、誰でも、どこでも普通に働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して、家族形成が実現と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースを作ることができます。福井県の若者・子育て世代が「ここで暮らしていこう。ここで生きていこう。」と思える最低賃金にするために、どうか力をお貸しください。

つきましては、貴議会において、国に対して別紙のとおり意見書を提出されますよう心からお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 本件は、去る令和7年2月25日、総務産業建設常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 当委員会で話し合った結果ですね。この改正を受け入れると企業活動の減退を招くということ。1,500円の根拠が希薄で世間の実情を反

映していないという声が上がりました。

その結果、不採択ということになりました。以上です。

○議長（酒井圭治君） これより、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 質問をさせていただきます。

委員会の中でその意見書の中の求めるのは、意見書も含めてですが、直ちに1,500円に下さいよということ。それから全国してほしいということですね。

それから全国に一応制度を改定してほしいということ。

それから私は3番目の最低賃金の引上げが、経営できるよう持続できるようや
はり中小企業とか小規模事業者への抜本的な改革、拡充をする。これが一番のあ
れであって、私はどっちかっていうと、その3番のところだけを強調したような
考えていうのは、いろんな形で意見は出なかったのでしょうか。

ご存じのように、急に大体平均1日1千幾ら、1,500円上げろっていうのは、これは要求のベース、いろんな春闘も含めてベースのときはやりますが、そういう考えからそういうものをやはり要求してくる。直ちにそうしないと駄目ですよっていう、内容はそうですが、そういうことは必要じゃないかというご質問等はなかったわけでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 森山君。

○7番（森山 充君） 特別そういう話は出てこなかったですが、中小企業の支援については、行政のほうでも実際にやっているところでし、このタイトル自体がその最低賃金法、改正すると中小企業の支援にはじゃあこうするという話にもあるので、そこら辺はなかなか出てこなかったという話になると思います。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 一つだけ。

働く人の賃金がここ20年、まともに上がってこなかった。実質的には下がり
続けているっていうことはもうご存じだと思うのですが、賃金が上がらないから
日本の経済が、正直なのは別に経済が回らないって言われているのではないです
か。

○議長（酒井圭治君） 7番、森山君。

○7番（森山 充君） そしたらうちはさきかって議論はなかったんで、答えられ

ませんね。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですから、これで質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、討論に入ります。

討論はありませんか。

討論があります。討論に入ります。

委員長報告は不採択です。

したがって、原案に賛成者の討論の発言を許します。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 私はこの意見書に対して、賛成の立場から発言させていただきます。

意見書も含めて、今現在最低賃金、要は労働者の今ほどの質問の中にもありましたが、労働者の方々のその賃金が安いということ。それは国会の中でも内部事情がやはりあって、内部の国内での経済機構っていうのはそういう賃金も上がってそういう消費経済が回ると。それが大きな経済の回りだということから、例えば労働組合も含めて、それから人事院勧告も含めてその賃金というものと、物価、要は生活レベルとの違いがそこで出てきているわけです。

そういう意味で今現在円安、それから物価高の中で、住民が生活するときには最低賃金を上げていただこうといただきたいと。

それから当然、国もその中小企業対策いろんなことを支援していることは分かっています。やはりそういうのを抜本的に改善していく。

要は大企業が結構その内部保留が何十兆円を内部保留している。そういう現状を考えると、やはりそれぞれ労働者に対しての賃金を補填することによって、国内経済が回り、そしてその中小企業対策のもっと拡充をしていくということを要求することに関しては、何ら問題はないと私は思うわけですが、そういう意味からこの陳情書に対しては賛成の立場を取っていきたいと思っております。

○議長（酒井圭治君） 次に反対者の討論の発言を許します。

8番、清水憲一君。

○8番（清水憲一君） 反対の立場から意見を述べさせていただきます。

この陳情書を判断するに当たって、これの是非を判断するためにはまず日本のその特に製造業におけるピラミッド構造を理解しなければなりません。

その頂点には、よくご存じのトヨタ自動車グループを筆頭としたような巨大企業が君臨して、そして底辺には地方の中小企業、最下層にはものづくりをしている零細事業者、そういったもので構成されています。

上位にいる事業者は資本力に物を言わせて、商材の大量発注をちらつかせ、加工代を買いたたきして、装置をフル稼働させたい下位の事業者においてはそれを甘受してきました。地方の中小事業者は、この利益率の低さから事業所を諦め、廃業に向けての整理を行っているのが現状であります。

当然、給与水準においては中央との差は開く一方で、二極化に拍車がかかっているのが現状であります。この製造業におけるピラミッド構造により、利益はどんどん上位へ吸い上げられ、日本国内企業の内部留保は23年末には600兆円を超え、過去最大と報告されております。

この陳情のとおり、地方においても賃金を上げていくには、この内部留保、つまりは人体における滞っている血液の流れを、正常に戻していく必要があります。

これを行わないまま、地方においても一律1,500円の時給が義務化された場合、直ちに企業の倒産、あるいは廃業する企業が大量発生し、結局は労働者の雇用が失われることとなります。

以上のことより、労働者の働く場を守るために、この最低賃金1,500円を求めるとする陳情に対しては反対とします。以上です。

○議長（酒井圭治君） 他に討論はありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） この陳情ですが、清水憲一議員が言われましたけど、私も全くそのとおりだと思います。

ただ一番最後が違うので、実は大企業、今大企業の持っている内部留保600兆円を超えていると言いましたが、共産党は別に全部悪いって言っているわけではなく、一部その必要なものも認めれば内部留保は企業の大企業の内部留保より500兆円って言っていますね、超えていると。これをどう活用するかっていうことはないですね。

今日本国内、国民は本当に円安で大変なその負担を強いられています。こういう中でも、円安なので唯一儲かっているのは輸出産業ですね。特にトヨタは強いところはここしばらく円高になって以降ずっと史上最高の利益を上げている

はずです。そういうことも問題だと思っています。

実は清水さん中小企業の話しましたが、私たち農業者は本当に生産費をその価格に転嫁できない産業として有名で、生産費が一表一万五千数百円かかるのに、現実的には9千円っていう時代が、9千円から1万円っていう時代が長く続きました。

これらについても国は何の補償もしてくれなかったわけですね。

だからこそ、そういう価格に中小企業のいろんなその費用の増えた分について加算できる。そういう制度を国としてやっていくためにも、非常に大事なことだと思います。

それに、ここには国産カルビの肉が今安いときでも500円とか言いますが、カルビって何っていうのが私の生活ですけども、そういう意味では本当にそういう暮らしができるようにしていくためには、最低賃金を上げていくことがやはり一番大事だと。

先ほども質問で言いましたが、働く人たち、失われた30年とか最近にいう言葉もありますけれども、賃金がほとんど実質的には下がり続けて上がっていません。こういう中でこそ、その働く人たちの生活の下支えをする最低賃金より上げていかないと日本の経済も回らない。

そういう立場からぜひ、最低賃金1,500円にという一気に上げるわけではありませんから、そういう制度を中小企業の皆さんと一緒に声を出していくことを含めてやっていけたらと思います。

だからどっちが先かっていうのでなしに、やはりまずこういうところを国の制度としてあるものを認めて、そこで一緒に歩めたらなと。中小企業の皆さんとは、農業も一緒ですけど歩めたらなと思うところです。

ぜひ、陳情には賛成の立場を採っていきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかに討論はありませんか。

5番、清水紀人君。

○5番（清水紀人君） 私も反対の立場から発言させていただきます。

まず1番、2番のことにに関してなんですが、地域ごとの経済状況や物価水準というのをまず無視できないというのがあり、一律1,500円というのはやはり少し無理が、早急に1,500円にするのは無理があると感じております。物価の上昇を引き起こし、経済コストを押し上げる可能性も出てくるという思いがあります。

3 番に対しましては、中小企業、大企業に対して単価の値上げというのはすんなり通ること、今の日本政府の状況だと通る話だと思っております。

大企業ないし買手の企業は自社購買というのを進めております。自社購買ということは2つ競う先がありまして、そこで値段はすんなり上がるけども、自社購買で選ばれない立場になってしまうと。だから中小企業の手厚い抜本的な支援や、抜本的な拡充強化ということで書いてありますけども、また次海外の次は日本に生産の場を求めなくても、海外に生産の場を求めるという考えもあります。

ですから、1, 500円に今段階的に上げていくのは必要なことだと感じておりますが、一律1, 500円以上上げていくのは、まだ時期が早いかなと感じております。

以上のことで、反対の立場を採らせていただきます。

○議長（酒井圭治君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですから、これで討論を終わります。

これより陳情第1号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、原案について原案について採決します。

本件について原案のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

（起立少数）

○議長（酒井圭治君） 起立少数です。

よって本陳情書は不採択とすることに決定いたしました。

～日程第47 委員会の閉会中の継続調査の申出の件～

○議長（酒井圭治君） 次に日程第47、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から目下各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありません

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午後 2時37分 休憩)

(午後 2時38分 再開)

○議長(酒井圭治君) 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

定例会を閉会するに当たり、一言申し上げます。

議員各位には、さる、2月25日開会以来、25日間にわたり、その間提案されました数多くの重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを深く感謝申し上げます。

この定例会では、令和7年度当初予算を含め多数の重要議案を審議し、可決承認いたしました。それぞれの議員からその都度質疑があり、それぞれ回答がございました。

令和7年度当初予算に対し、議会として次の点にご留意いただきますようお願いいたします。

1、デマンド交通には地域差がある。空白地帯の解消を図り、町内の統一的な交通計画を策定すること

2、いちほまれの里に向けた生産量の確保について、長期計画を立て、検討の正誤を図ること。

3、えい坊館の運営について、令和7年度の試行営業で明らかにすること。

4、こども家庭センターでの妊産婦や子供の相談対応は関係機関につなぐだけでなく、情報を共有し、直接対応できる体制にすること。

5、体育館の空調設備については、まずは子供たちが快適に学びやスポーツができるよう運用すること。

6、地域づくり事業は地域資源や住民間のコミュニケーションが生かされる体制づくりをすること。

以上の6点を申し添えます。

理事者の皆様におかれましては、審議の中においての質疑、提案等を謙虚に受け止めて常に町民のための調整運営を図られるよう切望いたします。

終わりに際しまして、本会議中に賜りました、議員、議事者の皆様のご協力に對し心からお礼を申し上げます。

今後とも本庁議会の運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。閉会の挨拶に代えさせていただきます。

これを持ちまして、令和7年第2回永平寺町議会定例会を閉会いたします。

暫時休憩します。

(午前2時40分 休憩)

(午前2時42分 再開)

○議長(酒井圭治君) 休憩前に引き続き再開いたします。

町長より閉会の挨拶を受けます。

町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました令和7年度一般会計予算をはじめ、条例の制定と各議案につきまして慎重にご審議をいただき、また妥当なご削減を賜りありがとうございました。

また町政の各分野におきまして、多数の質問とご意見をいただきました。

いずれも厳正に受け止め、今まで以上に現状と課題の把握に努めつつ、新年度も町政発展のために取り組んでまいります。

今月19日に、本町消防団が日頃の積極的な地域防災活動を認められ総務大臣より表彰を受けられました。

本日消防団長にご訪問いただき、いろいろとお話を伺うことができました。

高齢化の進む団員確保の一策で、機能別団員として大学生、建設事業所、看護師資格者、自主防災組織リーダーの皆様に活動いただき地域総ぐるみで防災体制づくりが認められて非常に感慨深いとおっしゃっていました。

国内では巨大地震をはじめとした、災害がいつどこで起こるか分からない状況となっており、住民の皆様一人一人の防災意識向上がより重要となっております。

町としましても、消防団をはじめとした関係者の皆様とともに防災対応力のレベルアップを図ってまいります。

私たち行政も新たな年度に向けて体制づくりを進めております。

今後も心を込めた行政運営に努めてまいりますので、議員の皆様をはじめ住民の皆様にはご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、今月末をもって北川副町長がご退任されます。

これまで副町長には福井県と本町のかけ橋として、町政全般の総括を担っていただき、様々な場面で町の発展にご貢献いただきました。

これまでのご尽力に心より感謝申し上げます。

福井県に戻られましても県政発展のため、ご活躍いただくとともに健やかでご多幸であることをお祈り申し上げます。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（酒井圭治君） 本日はどうもご苦労さまでした。

（午後２時４５分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員